

第173回横浜市都市計画審議会

都市計画案に対する意見書の要旨と  
都市計画決定権者の見解

- 議第1422号 横浜国際港都建設計画病院の変更  
第1号南部地域総合病院
- 議第1423号 横浜国際港都建設計画道路の変更  
3・3・11号環状3号線

意見書件数及び人数

	件数	人数
賛成	0	0
反対	0	0
その他	1	1
合計	1	1

令和7年1月24日

## 都市計画案に対する意見書の要旨

### 第1号南部地域総合病院関連

整理番号	意見の種類	意見の要旨	住所
1	その他	病院の移転候補地等に関する事	港南区港南台八丁目

区分	意見の要旨	件数	都市計画決定権者の見解
その他	<p><b>■ 病院移転理由の説明責任未達成</b>                      2023年4月の説明会では、都市計画変更の理由とされている「施設の老朽化・狭あい化」の具体的な意味内容についての情報開示・意見交換はなかった。                      病院が「老朽化」しているとは思えないし、「狭あい化」についても、医療機器のデジタル技術の進展等から拡大を目論むことは想像に難くない。どのような病院のレイアウトを描くかにもよるため、計画案にある2万9千㎡から3万8千㎡への拡大でこれらのニーズに対応可能か判断できない。                      このため、本意見書提出者に対する病院移転理由の説明責任を果たしたとは言えない。</p> <p><b>■ 病院移転先の代替案の検討の説明責任未達成</b>                      2023年4月及び2024年3月の説明会では港南台中央公園への移転を主張する意見が出たが、質問件数が規制されたため、この点の意見交換はなかった。                      公聴会において「港南台中央公園の一角を新病棟用地とし、清掃工場跡地に当該面積の緑地を移転させる」案を提示したところ、市からは、第一に「仮に当該公園の土地を分割した場合においても、隣接地に地区公園機能として同程度のまとまった代替地が必要」であること、第二に「斜面部を新病院の候補地とした場合に大規模な造成が必要」であることを、港南台中央公園を候補地から除外した理由として回答があった。                      隣接地に代替地が必要な理由は定かではないが、市は余りに固定観念にこだわり過ぎている。港南台中央公園で整地されている部分は一部であるため、清掃工場跡地に「飛び地」的に公園機能を担わせるのに不都合はないと考える。                      他にどのような代替候補を挙げ、どのように検討して候補を絞っていったのかという判断過程の全体像が示されておらず、本意見書提出者への説明責任を果たしているとは言えない。</p> <p><b>■ 移転前提の本計画の盲点</b>                      現在地での建替えの選択肢が隅に追いやられている。現在地は、第一に全敷地を用いれば1万㎡程度の病棟増床は十分に可能であること。                      第二に港南台駅から至近距離にあるため、全ての者にとって不自由さをほとんど感じさせないこと。                      第三に港南台駅周辺が将来的に看護学校、開業医等とタイアップした医療・福祉の一大センターに脱皮するために、病院が指導的役割を果たせること。などメリットが大きい。                      交通アクセス利便性や周辺に看護学校等が集積していること等の現在地のメリットを犠牲にし、一時的な不便さ・煩わしさからの回避や経済合理性のために移転するべきではない。                      移転の判断に当たっては、現敷地と移転先に関する判断材料を洗いざらい揃えたうえで、徳喪を考えて慎重に検討することが求められるが、市は移転の選択・決断に至った判断過程の説明責任を果たしていない。</p>	<p>1件</p>	<p><b>■ 病院移転理由の説明責任未達成</b>                      昭和58年に開業してから40年以上が経過し、空調や排水管設備等の老朽化が進み、大規模修繕が必要となっています。                      また、1床当たりの床面積も約59㎡と他の地域中核病院と比較<sup>*</sup>しても最も狭く、患者のプライバシー確保や感染症対策及び大型医療機器の更新が困難になるなど、狭あい化も課題となっていると確認しています。病院が実施した患者満足度調査においても設備面に関する要望が上位となっており、入院患者の療養環境を向上させるとともに、医療機器の大型化に対応し、高度な医療機能を今後も十分に発揮し続けていくために、再整備時には4万㎡程度の規模が必要となります。                      ※地域中核病院及び市立・市大病院の1床あたりの床面積(平均)：94.6㎡                      再整備後の1床あたりの床面積：80～90㎡</p> <p><b>■ 病院移転先の代替案の検討の説明責任未達成</b>                      病院再整備の候補地については、                      ①患者の通院や他医療機関との関係から、現在地から大きく変更させることは困難                      ②地域からは、「港南台地区から移転しないでほしい」との強い要望があった                      ③必要な延床面積が確保できる敷地の広さと、救急車のアクセスなど、高度な医療機能を担う急性期病院に適した環境が必要                      という前提条件に基づき検討を進めました。                      候補地として、旧港南工場敷地、現病院敷地、港南台中央公園、港南台第1中学校第2グラウンド用地が挙げられましたが、建設に適した広さを確保でき、幹線道路からのアクセスもよい「旧港南工場敷地」が移転先として選ばれました。                      なお、港南台中央公園は、敷地の大部分が土地区画整理事業以前の自然的地形を残した、港南台駅周辺の貴重でまとまった緑であり、自然環境への配慮や大規模造成工事による周辺への影響等を考慮すると、病院再整備の候補地としては望ましくないとの結論に至っています。</p> <p><b>■ 移転前提の本計画の盲点</b>                      現在の「都市計画マスタープラン 港南区プラン」のうち、港南台駅周辺の整備については「商業、業務機能が集積しており、生活の質を向上できるよう、様々な機能の強化とゆとりある空間整備が求められます。」と記載されています。                      また、現病院敷地で建替えを行うことが難しい理由として                      ①解体・増築を繰り返すため、建設工事が長期間(約7年)となる                      ②工事中の騒音や振動などで一部の診療を制限するなど、通院・入院患者への影響がある                      ③狭い敷地での建替えとなり、使い勝手の悪い建物となる                      ④必要な機能を確保するための床面積を確保するには、現病院敷地に大幅な高さ制限の緩和が必要(高さ制限20m、現状44m→計画60m)                      以上のことにより、現地での建替えについては断念しています。                      なお、旧港南工場敷地に移転することに伴う交通アクセスの充実等については、引き続き、来院患者の利便性を高めるための手法を検討していきます。</p>

<p>■ 本件計画「病院の区域」の都市計画基準適合の説明責任未達成</p> <p>移転候補地は準住居地域に位置するが、一筋入れば第一種低層住居専用地域と隣接する位置関係であり、準住居地域にとって「調和した住居の環境」(都市計画法9条7項)を保持できるかにとどまらず、隣接する第一種低層住居専用地域の「良好な住居の環境の保護」(同条1項)を考慮する必要がある。</p> <p>緊急搬送車両を含む医療関係者及び患者による交通・騒音等の影響を考えると、「良好な住居の環境の保護」は難しいのではないかと疑念を表明したが、市は「準住居地域は・・・病院[を]・・・建築できる」とするのみで、第一種低層住居専用地域への配慮、ひいては疑念に答えておらず、病院が何故わざわざ現在地を脱出して、住宅地になだれてくるのか、移転候補地が都市計画基準にいう「必要な位置に配置」に該当するかの説明責任は果たされていない。</p> <p>■ 本件計画「病院の区域」(移転候補地)の盲点</p> <p>本件計画の移転候補地には次のような盲点がある。</p> <p>第一に、移転候補地は地盤が軟弱であるため深い基礎が必要であることから、解体・建設にあたっては周辺環境に深刻な影響をもたらすことが懸念される。</p> <p>第二に、移転候補地の南背後にある港南台第二配水池設置の際に、配水池予定部分の東側の地盤が軟弱だったため大幅な地盤補強を行った。今回の病棟建設工事によって、港南台第二配水池の耐震性に悪影響を与えないかシミュレーションが必須になる。</p> <p>第三に、移転候補地の南背後に港南台さえずりの丘公園があることから、病室が覗かれるリスク、公園利用者による喚声等の騒音のリスクが懸念され、病院にとって最適な環境にはない。</p> <p>第四に、病院利用者等の病院への交通アクセスについて、2024年3月の説明会では、移転候補地付近の自動車交通量の予測があるが、この予測からは病院へのバス利用者等の姿は見えてこない。生身の市民が交通手段として何を選択するか一切目もくれず、「病院ができて、さほど付近の交通量は増えません」という結論を導きだすための自己満足的予測である。</p> <p>第五に、移転候補地へのバス路線は、便数が少ない上に時間帯によっては混雑が激しいので、これに病院が加われば、どうなることかと思われられる。</p> <p>また、路線バスの増便やシャトルバスの運行を検討しているとのことだが、運転手の確保が難しい御時世、極めて実現性に乏しくリップサービスの域を出ない。</p> <p>■ 環状3号線の右折レーン整備の盲点</p> <p>今回の環状3号線の右折レーン整備は、代替地移転案を前提にした場合の私見に近く、その考え方を高く評価する。</p> <p>しかし、代替地移転案自体の疑義を述べるという立場からは、2024年4月の公述意見書で指摘したように、代替地が環状3号線に面し、その環状3号線が災害時の第一次緊急輸送路に指定されている点が「盲点」になることを述べないわけにはいかない。</p> <p>災害時の第1次緊急輸送路たる環状3号線を走るのほかに、緊急搬送車のほか、物資輸送車、消防車等いとまがなく、加えて避難場所への横断者・横断車まで出ることが予想される。</p> <p>環状3号線への人の横断や進入車両を遮るのは物理的には不可能に近いので、優先順位をつけて通行車両、横断者・横断車両を交通整理できると考えるのは、机上の空論である。本年5月の公聴会では「移転候補地付近を迂回する災害時の物資輸送路(別ルートまたはバイパス路)を準備することが必須」と述べるに留めたが、これに対する「市の考え方」には問題意識のズレなのか、公述意見書の指摘に対応する応答はみられず、都市計画法第13条1項11号の適合性に対する説明責任が果たされていない。</p>	<p>■ 本件計画「病院の区域」の都市計画基準適合の説明責任未達成</p> <p>本市では、市民が必要なときに適切な医療を受けることができる体制を整えるため、市域を交通の便等から7つの地域に分け、市立病院や市立大学病院、地域中核病院の整備を順次進めてきました。その中で南部地域総合病院は地域中核病院のひとつとして、本市南部地域医療の中心的役割を担っています。今回の移転・再整備に関しては市内方面別に整備をする地域中核病院としてのエリア等を考慮し、地域からの「港南台地区から移転しないでほしい」という強い要望を踏まえ、必要な位置に配置する計画としています。</p> <p>また、本計画においては、第一種低層住居専用地域となっている周辺の住宅街への交通・騒音等の影響対策として、環状3号線に右折レーンを整備することで、緊急車両及び一般車両の新病院への直接アクセスを可能とした利便性の向上や、住宅街への病院関連車両の進入を抑制する誘導対策など、ご指摘の「良好な住居の環境の保護」について配慮した計画としています。</p> <p>■ 本件計画「病院の区域」(移転候補地)の盲点</p> <p>病院建設予定地については、精密なボーリング調査の結果、7～8m下が支持地盤となっており、固い地盤であることを確認しています。解体・新築工事の施工段階において、振動、騒音、大気汚染、水質汚濁の影響が生じないように、「振動規制法」「横浜市生活環境の保全等に関する条例」をはじめとする公害防止等に関する法令・条例を遵守し、周辺環境の保全に努める計画となっています。また、工事中は騒音・振動を常に監視できるように道路境界に騒音・振動計を設置し、管理目標値内であることを確認することとしています。</p> <p>今回の病院建設地外への影響については、地下掘削工事の範囲に山留を設置することで、山留外に影響が及ばないように対策をする計画と聞いています。</p> <p>バス路線への影響については、現病院に通院されている方・職員等のデータを利用してシミュレーションを行った結果を持って、開院に向けて市交通局と交渉を進めていきます。</p> <p>■ 環状3号線の右折レーン整備の盲点</p> <p>環状3号線は第1次緊急輸送路に指定されており、災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、災害時には道路啓開作業が最優先に実施されます。</p> <p>そのため、災害拠点病院である南部地域総合病院が緊急輸送路である環状3号線沿いに面していることは適していると考えており、本市の災害対応能力向上につながります。</p> <p>※第1次緊急輸送路</p> <p>震災が発生した場合において、消火、救出、救助等を行う車両が通行する道路であり、緊急交通路指定想定路と整合を図る広域ネットワークを構成する重要な路線で、輸送の骨格をなす高速道路や幹線道路が対象。行政機関、総合病院等の各拠点の連携を考慮して指定。</p> <p>※緊急交通路</p> <p>災害対策基本法に基づき、大規模災害発生時において、災害応急対策を迅速かつ円滑に行うために、一般車両の通行が禁止・制限される道路。</p>
---	--